

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

パーソナル系データ連携基盤構築等業務（以下「本業務」という。） 一式

(2) 調達案件の目的

本県では、人口減少、少子高齢化などが進展する中、住民ニーズは年々多様化傾向にある。

県民の豊かな暮らしを支えるためには、住民一人一人に最適化されたサービス提供を目的としたスマートシティを含む地域DXやEBPM推進に向けた取組が有効であることから、令和4年度、産官学で構成する「鳥取県ビッグデータ活用検討会議」を設置し、地域課題の解決に向けたデータ活用のあり方等について検討を行ってきた。

また、地域DXやEBPMを効率的に推進するために必要となるデータ連携基盤は、導入・運用コストの負担が大きく、すべての自治体がそれぞれ個別に導入することは困難かつ非効率であることから、県内自治体におけるデータ連携基盤等の整備及び利用のあり方について、市町村と協議を行い、令和7年3月に「鳥取県データ連携基盤共同利用ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定したところである。

本業務は、自治体等が住民一人一人に最適化されたサービスを効率よく提供できるよう、県がビジョンに基づき、自治体等による共同利用を目的としたパーソナル系データ連携基盤を構築するものである。

(3) 業務の仕様

別添パーソナル系データ連携基盤構築等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年7月31日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の（2）の場所に必ず連絡すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2）共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、（1）のアからエまでの要件を全て満たしていること。

イ 以下の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に、構成員の1者以上の者が登録されていること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を、令和7年7月31日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 事業所の所在地
- ・ 成立の時期及び解散の時期
- ・ 構成員の住所及び名称
- ・ 代表者の名称
- ・ 代表者の権限
- ・ 構成員の出資の割合
- ・ 運営委員会
- ・ 構成員の責任
- ・ 取引金融機関
- ・ 決算
- ・ 利益金の配当の割合
- ・ 欠損金の負担の割合

- ・権利義務の譲渡の制限
- ・業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・構成員の除名
- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

キ 各構成員は鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 入札の日程

基本的な日程は以下のとおりである。

- (1) 令和7年7月28日(月) 入札説明書の交付開始
- (2) 令和7年8月5日(火) 質問書の提出締切り
- (3) 令和7年8月27日(水) 事前提出物の提出締切り
- (4) 令和7年8月29日(金) 事前提出物の審査結果通知
- (5) 令和7年9月5日(金) 入札

4 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

5 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7849

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年7月28日(月)から同年8月27日(水)までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月28日(月)から同年8月27日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるも

の（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和７年９月５日（金）午後２時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月４日（木）午後５時とする。

イ 場所

（１）に同じ

６ 入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより５の（１）の場所に令和７年８月５日（火）午後５時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和７年８月１８日（月）にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>）によりまとめて閲覧に供する。

７ 入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者は、８の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により５の

（１）の場所に令和７年８月２７日（水）午後５時までに提出すること。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

８ 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１－１号又は様式第１－２号）

単独企業にあつては、様式第１－１号を、共同企業体にあつては、様式第１－２号を提出すること。

（２）共同企業体協定書（別紙参考様式）

共同企業体にあつては、本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、協定書の副本を提出すること。

９ 資格審査について

（１）７の（１）により提出のあつた書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和７年８月２９日（金）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和７年９月２日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和７年９月３日（水）までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 本件入札は紙による。
- (2) 入札書（様式第4号）に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 契約申込金額は、本業務に係る費用の総額とし、プロジェクト管理・設計・開発・テスト・ドキュメント作成に係る費用のほか、パブリッククラウドの利用料、回線費用などデータ連携基盤の構築に必要な一切の費用を含むこと。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（単独企業にあつては様式第3-1号を、共同企業体にあつては様式第3-2号）を5の（5）（郵便等による入札の場合は5の（1））の場所に提出しなければならない。
なお、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (9) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (10) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。
また、入札回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (11) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。
- (12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (14) 入札内訳書（様式第5号）を入札書に添付して提出すること。
- (15) 見積書（次年度以降の運用保守に要する年間経費等）（様式第6号）の提出
仕様書2-3（8）の運用要件をもとに、次年度以降の運用保守についての見積書を作成し、入札書とともに併せて提出すること。
なお、運用保守経費には、パブリッククラウドのサービス利用料、回線費用などパーソナル系データ連携基盤の運用に必要な一切の費用を含むこと。
- (16) 入札者は、（14）による入札内訳書又は（15）による見積書を提出しないときは、入札を辞退したものとみなす。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を5の(5)（郵便等による入札の場合は5の(1)）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (4) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札金額が0円の入札
- (9) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（5の(4)の郵便等による入札の場合を除く。）
- (11) 入札内訳書（様式第5号）又は見積書（様式第6号）の提出がない入札
- (12) 入札金額と入札内訳書の金額が異なる入札
- (13) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (14) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

13 落札者の決定方法等

(1) 入札価格の評価

鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の入札価格について、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。価格点の上限は100点とする。

なお、予定価格を上回る入札書を提出した者は、価格点及び(2)の見積書の評価を行わない。

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{小数点第2位以下を切り捨て}$$

(2) 見積書の評価

提出された次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積書（様式第6号）の見積額について、次の式により換算し、点数（以下「評価点」という。）を与える。評価点の上限は200点とする。

$$\text{評価点} = 200 \times (\text{最低見積額 (注)} / \text{見積額}) \times \text{小数点第2位以下を切り捨て}$$

(注) 予定価格の範囲内の入札価格を提出した事業者のうち、次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積額が最も低い事業者の見積額をもって最低見積額とする。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札書を提出したもののうち、(1)により算定された価格点及び(2)により算定された評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点が高い者が複数いる場合は、くじ引きを行い、その当選者を落札者とす

る。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

14 契約書作成の要否
要

15 手続における交渉の有無
無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 11の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第7号)を、5の(1)の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第8号)を、5の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (8) その他、本件入札の実施に関し、必要な事項は、パーソナル系データ連携基盤構築等業務委託に係る総合評価競争入札実施要領による。

17 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。